

# 燃やすな放射能汚染木

## 田村バイオマス訴訟控訴審判決

傍聴と報告会にご参加ください

2023年2月14日(火)

仙台高裁 13:20~

記者会見 14:30~

報告集会 15:00~

仙台戦災復興記念館 4階第4会議室 (仙台高裁より徒歩8分)

仙台市青葉区大町2丁目12-1



福島県田村市大越町に建設された田村バイオマス（以下田村BE）は県内の放射能汚染木を燃料として使うことを公言しているバイオマス発電所です。地元大越町の住民は「大越町の環境を守る会」を結成、田村市が田村BEに支出した補助金14億6千万円の支出を不当としてその返還を求める裁判です。

### ●原告の主張

本田仁一前田村市長は、住民の放射能への不安対策のため、「国内最高レベルの安全性」を備えた高性能排ガス集塵機「HEPA(ヘパ)フィルタ」を設置させました。しかし実態は、本来の性能を満たさないことが明らかとなったため、田村市長に対し補助金支出の取り消しと田村BEへの返還請求を求めることとしました。

### ●裁判での論争

田村BEはHEPAフィルタの技術的内容を一切説明せず、挙句は「安心」のため設置したものであるなどと屁理屈で言い逃れようとしてきました。「安心」とは心理的なものであり、数値で表す「安全」を証明するものとはなり得ません。極論すれば「御札」でも「安心」ということになります。

### ●HEPAフィルタは単なるお飾り

本来であれば、放射能対策用のHEPAフィルタを使って集塵率の測定を行わなければなりません。田村BEが設置したのはクリーンルーム用のもので、煙突につけるものではありません。

### ●一審敗訴、控訴審へ

福島地裁（小川理佳裁判長）はこうした争点を全く無視し、被告の主張の都合の良いところをつまみ食いしたような行政擁護の不当判決を下しました。原告住民全員が控訴しました。

### ●仙台高裁での論争と結審

当初、石栗正子裁判長は原告の主張に沿った審理を進めているかのように見えました。しかし3回目期日で原告側の求める証人尋問と現地検証を却下し結審してしまいました。2回目期日で被告が提出した資料への原告側の批判に対して、被告側は「全て否認する」というだけで、根拠の説明は一切ありません。それにも関わらず石栗正子裁判長はこれで「十分判決文は書ける」というのです。判決が目玉されます。

田村バイオマス訴訟支援の会  
連絡先：090-7245-7761（支援の会：青木）



● 原告の主張は何ですか？

本田仁一田村市長(当時)が「住民の放射能不安が強いので、バグフィルタの後段に高性能フィルタを設置し更に安全性を高める」と議会で説明し、議会に補助金支出を認めさせました。しかしこの「高性能」(HEPA(ヘパ))フィルタが、実は住民と議会をダマして受け入れさせるための偽物であり、「補助金の支出は詐欺または過誤によるものであるから、田村市長はその補助金支出を取り消し、田村BEに返還請求をせよ」というものです。

● 裁判ではどんな論争がされたのですか？

第1審の福島地裁では、田村BEはHEPAフィルタの技術的内容を一切説明せず、「安心」のため設置したもので「集塵率を数値化しているものではない」などと言い逃れ、言葉のすり替え、論点そらしに終始しました。そもそも本田仁一市長は「安全性を高める」と説明しており、「安心のため」などとは説明していません。「安心」とは主観的な言葉ですから、人により感じ方が異なります。極論すれば、「御札」でも「安心」ということになります。

● 「集塵率を数値化しない」のではHEPAフィルタが筒抜けでも「問題ない」ことになりますね？

放射能ごみ焼却炉用のHEPAフィルタはJIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」というJIS規格が定められています。この中では現場に設置された状態で集塵率を測定することが規定されています。しかし、被告田村市側は「JIS Z 8122に基づく」と主張しました。この8122はクリーンルーム用の基準です。本文を読むと冒頭にクリーンルーム用であり(つまり排ガス用の煙突は適用外)、おまけに「放射能の問題は含まない」とまで書いてあります。つまり田村BEは排ガス(煙突)用でもなければ、放射能対策用でもないHEPAフィルタを付けたと自ら宣言したことになります。オウンゴールのような答弁です。

● 地裁判決ではどうなりましたか？

福島地裁(小川理佳裁判長)はこうした論争の経過を全く無視し、双方の主張の都合の良いところをつまみ食いしたような行政擁護の不当判決を下しました。原告住民全員が控訴を決定、裁判は仙台の高等裁判所に移りました。

● 仙台高裁での論争はどうなりましたか？

仙台高裁の1回目口頭弁論期日で、石栗正子裁判長は被告に対して、①HEPAフィルタの内容がはっきりしない。具体的資料を出すこと、②昨年「定期点検」においてバキュームカーで掃除、交換したというのがその具体的説明、③燃料チップを1分で測定できるという具体的説明、の3点を要求したのです。これは原告が控訴理由書で求めたものそのものです。

被告側はこれに対して、ようやく、外形図や写真、作業手順書など、それらしき資料を提出しました。しかし、これがまたツツコミどころ満載、従来の被告主張とも矛盾するようなものでした。第2回期日において原告側はこれらの矛盾点を指摘、本田仁一市長が言う「国内最高レベルの安全性」という田村BEの「HEPAフィルタ」が本来の機能を発揮しえない偽物(ガランドウの可能性もある)であることを論証しました。

● 高裁の結審はどのような状況ですか？

原告側は上記の主張説明の証人尋問と現地検証を求めましたが、昨年11月18日の第3回期日で、裁判長は突然「これで十分判決文は書ける」としていずれも却下して結審してしまいました。第2回期日で出て来た資料への原告側の批判に対して、被告側は「全て否認する」というだけで、根拠の説明は一切ありません。

石栗正子裁判長が「十分判決文は書ける」とはどういう意味でしょうか。判決が注目されます。

